

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	法人名				
基準試験研究費の額の計算に関する明細						
連結親法人事業年度			試験研究費の額の合計額			
14			15			
前 連 二 結 年 親 以 法 内 人 に 事 業 開 始 年 度 た	平	・	・	円		
	平	・	・			
	平	・	・			
	平	・	・			
連 前 結 親 法 人 の 年 度 の 場 合	基	準 試 験 研 究 費 の 額		16	円	
	基	準 試 験 研 究 費 の 額		17		
繰越税額控除の計算に関する明細						
前 期 超 過 要 件 に 係 る 試 験 研 究 費 の 額 の 計 算	当該連結事業年度の差引試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表一「35」の合計)			18	円	
	連 月 結 親 が 法 人 な る 事 業 年 度 の 場 合 の 場 合 外	差引試験研究費の額の合計額 (前期の(18))		19		
		当該連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数		20	――	
	改定差引試験研究費の額の合計額 (19)×(20)			21	円	
	改定差引試験研究費の額の合計額 〔各中小連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計〕			22		
	差引試験研究費の額の合計額 (前期の(18))			23		
	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 額	翌 期 繰 越 額 (24)－(25)		
平	・	24	25	26		
平	・	(別表六の二(四)付表二「36」)	円	円		
平	・	(別表六の二(四)付表二「36」)			円	
計			(12)			
当 期 分			(6)	(9)		
合 計						

別表六の二(四)

平成十八・四・一以後開始連結事業年度分

御注意

平成18年4月1日前に開始した連結事業年度については、平成18年改正前の法人税法施行規則別表六の二(五)(旧別表六の二(五))を御使用ください。

別表六の二（四）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第6項又は第7項（中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、当期において法人税額がないためその後の連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようと

する場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

2 「 $\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{\text{前連結親法人事業年度の月数}}$ 20」の記載

に当たっては、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。